

賃貸借契約書 特約事項への記載のお願い

弁護士費用及び強制執行の費用が、裁判上で争う場合この費用に関して認められないケースが出てきました。

つきましては、賃貸借契約書の特約事項欄に下記文章を追加していただきたくお願い申し上げます。

注 記載のない契約は裁判で認められない場合は保証対象外となります。

また他の保証会社も現在、この記載がないものに関しては保証しておりません。

保全のため記載のほどよろしくお願いいたします。

記

特約事項

借主（乙）が本契約に定める義務を任意に履行しないため、貸主（甲）が保全権による訴訟手続き又は強制執行手続きをとることを余儀なくされた場合、借主（乙）はこれによって貸主（甲）がこうむった損害（弁護士費用及び訴訟費用を含むがこれに限らない）を直ちに賠償する責を負う。